

明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成29年条例第58号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物処理施設等)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設
- (2) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
- (3) 前2号に掲げる廃棄物処理施設以外の一般廃棄物又は産業廃棄物を処理するための施設
- (4) 産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する廃棄物の積替えを行うための施設(廃棄物の保管を伴うものに限る。)
- (5) 自動車リサイクル法第2条第13項に規定する解体業又は同条第14項に規定する破砕業の用に供する施設(軽微な変更)

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更(事業計画書)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
- (3) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (4) 廃棄物処理施設等の処理能力
- (5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 関係住民が居住する地域(以下「関係地域」という。)の生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (7) 事業を実施するにつき必要な法令の許可等の種類
- (8) 環境影響調査に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(周知計画書)

第5条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 説明会を開催する場所及び日時(条例第8条第2項の規定により周知を図る場合にあつては、当該周知の方法)
- (2) 条例第7条の規定による広告及び縦覧に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(広告)

第6条 条例第7条(条例第12条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による広告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
- (3) 説明会を開催する場所及び日時(条例第8条第2項の規定により周知を図る場合にあつては、当該周知の方法)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第7条の規定による広告は、関係住民への印刷物の配布、関係地域の公共の場所の掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行わなければならない。

(縦覧場所等)

第7条 条例第7条の規定による縦覧(以下「縦覧」という。)は、関係地域内において行わなければならない。ただし、関係地域内に適当な縦覧場所がない場合にあつては、市長が適当と認める関係地域の周辺の地域(以下「周辺地域」という。)内において

縦覧を行うことができる。

(縦覧)

第8条 条例第7条に規定する縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、縦覧を要しないものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月3日までの日(前号に該当する日を除く。)

2 縦覧の時間は、月曜日から金曜日までにあつては午前9時30分から午後4時30分まで、土曜日にあつては午前9時30分から午前12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(説明会の開催場所等)

第9条 説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合にあっては、周辺地域内において開催することができる。

2 事業者は、説明会において、関係住民に対し、事業計画書の内容を平易に記載した書類を配布し、事業計画書の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、条例第9条の規定により意見書を提出することができる旨を説明しなければならない。

(実施状況の報告)

第10条 条例第10条に規定する書面(以下「説明会等実施状況報告書」という。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 説明会を開催した場合 次のアからカまでに掲げる事項

- ア 説明会の開催日時
- イ 説明会の開催場所
- ウ 説明会の対象地域
- エ 説明会に参加した者の氏名及び住所
- オ 説明会の経過及び概要
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 条例第8条第2項に規定する市長が指示する方法により周知を図った場合 市長が必要と認める事項

2 説明会等実施状況報告書には、説明会で配布した書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(事業計画書又は周知計画書の変更の届出等)

第11条 条例第14条第1項の規定による届出を行おうとする者は、事業計画書に係る変更の届出にあつては市長が別に定める事業計画書変更届、周知計画書に係る変更の届出にあつては市長が別に定める周知計画書変更届を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更等)

第12条 条例第14条第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
- (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更
(廃棄物処理施設等の設置の中止の届出等)

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、市長が別に定める廃棄物処理施設等設置中止届により行わなければならない。

2 条例第15条第2項の規定による広告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画書の概要
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第6条第2項の規定は、条例第15条第2項の規定による広告をする場合について準用する。

(あっせん)

第14条 条例第16条第1項の規定によるあっせんの申立てを行おうとする者は、市長が別に定める紛争調整申出書を市長に提出しなければならない。

(公表)

第15条 条例第19条第2項に規定する規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- (1) 明石市公告式条例(昭和25年条例第10号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 条例第19条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 勧告を受けた者(法人に限る。)の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 事業計画書の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(国等に関する特例)

第16条 条例第21条に規定する規則で定める法人は、次のとおりとする。

- (1) 広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)第3条に規定する広域臨海環境整備センター
- (2) 地方共同法人日本下水道事業団
- (3) 公益財団法人ひょうご環境創造協会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める法人
(許可の取扱い)

第17条 市長は、条例第19条第2項の規定による公表をされた事業計画者が、次のいずれかに該当し、かつ、的確な業の遂行を期待し得ないと認めるときは、当該事業計画者を、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当するものとして、法第7条第5項(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第10項、第8条の2第1項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)、第14条第5項(法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)若しくは第10項、第14条の4第5項(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)若しくは第10項若しくは第15条の2第1項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)又は自動車リサイクル法第62条第1項若しくは第69条第1項(自動車リサイクル法第70条第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用するものとする。

- (1) 法若しくは自動車リサイクル法又はこれらに基づく処分に違反し、行政庁の命令又は指導に従わなかった者
- (2) 法第7条の3又は第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により事業の全部又は一部の停止を命じられたことがある者
- (3) 法第9条の2又は第15条の2の7の規定により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じられたことがある者
- (4) 法第7条の4、第9条の2の2、第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)又は第15条の3の規定により許可を取り消されたことがある者
- (5) 自動車リサイクル法第66条(自動車リサイクル法第72条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じられたことがある者
(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。